



# 島根県報

平成21年1月30日（金）

第2,055号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定	（　　　　　）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（障害者福祉課）	2
換地計画書の縦覧	（農村整備課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	3
保安林の指定施業要件の変更	（　　　　　）	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中小企業課）	4
土地収用法の規定による事業の認定	（用地対策課）	4
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	6

### 【公 告】

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧（2件）	（環境生活総務課）	6
都市計画変更の図書の縦覧	（下水道推進課）	8

### 【公企規程】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程		8
----------------------	--	---

### 【選管告示】

島根県選挙管理委員会委員長の選任		10
政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		10
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		10
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		11
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体		12
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体		12
不在者投票を行うことができる施設の名称の変更		12

**告 示****島根県告示第55号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定により告示する。

平成21年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
社会福祉法人 旭福社会	あさひ園	浜田市旭町本郷362番地 6	平成21年 1月22日

**島根県告示第56号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

平成21年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
浜田市	特別養護老人ホーム あさひ園	浜田市旭町本郷362番地 6	平成21年 1月23日

**島根県告示第57号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成21年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
医療法人社団清和会西川病院	社会医療法人清和会西川病院	浜田市港町293-2	精神通院医療	平成21年 1月1日
医療法人昌林会安来第一病院	社会医療法人昌林会安来第一病院	安来市安来町899番地 1	更生医療 精神通院医療	平成21年 1月1日

**島根県告示第58号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う横田・安富地区横田工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

---

平成21年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
  - 2 縦覧の期間  
平成21年 1月30日から21日間
  - 3 縦覧の場所  
益田市役所
- 

#### 島根県告示第59号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田市三瓶町野城字大向奥イ239
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 

#### 島根県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。  
昭和45年 8月 5日農林水産省告示第1174号
  - 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

**島根県告示第61号**

平成20年島根県告示第965号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成21年 1 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ジャスコ菅田店 松江市学園二丁目228番地

**2 意見の概要****(1) 意見**

小売業を行う者の変更届に伴い、周辺の景観に対し特に次の点について配慮願いたい。

社名等の変更により店舗にかかる屋外広告物を変更する場合は、許可が必要となる場合があるので、松江市都市計画部都市景観課まで協議すること（平成21年 3 月 31 日までは島根県屋外広告物条例／平成21年 4 月 1 日以降は松江市屋外広告物条例）

**(2) 理由**

周辺の景観に悪影響を与えないようにするため

**3 縦覧場所**

松江市産業経済部商工課（松江市末次町86番地）

**島根県告示第62号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成21年 1 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 起業者の名称**

浜田市

**2 事業の種類**

農業集落排水資源循環統合補助事業（三隅地区）

**3 起業地****(1) 収用の部分**

島根県浜田市三隅町黒沢及び井川地内

**(2) 使用の部分**

島根県浜田市三隅町黒沢地内

**4 事業の認定をした理由****(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について**

申請に係る事業は、島根県浜田市三隅町黒沢及び井川地内における農業集落排水資源循環統合補助事業（三隅地区）（以下、「本件事業」という。）である。

本件事業は、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年 3 月 27 日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）に基づく採択を受けたもので、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる「地方公共団

体が設置する直接その事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

従って、本件事業は法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である浜田市（以下「起業者」という。）は、平成20年4月1日付けで事業実施地区の採択を受けた旨の通知を受けており、また、国庫補助金、起債及び自己資金による財源措置を講じ、更に同市議会の議決を受けているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

従って、本件事業は法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

浜田市内の汚水処理施設及び浄化槽から発生する汚泥は、「浜田浄苑」において一括処理されている。しかし、「浜田浄苑」は平成9年度の供用開始から既に10年以上が経過し、また稼働率が100%を超えた状態で運転しているため、過度の負荷がかかっている。更に今後は新たに浜田市内に建設計画されている汚水処理施設から発生する汚泥を処理する必要がある。そのため、既存の「浜田浄苑」だけで浜田市内の全ての汚泥処理を継続することは困難である。

本件事業は、かかる状況に対処するため、島根県浜田市三隅町黒沢及び井川地内に汚泥処理の資源循環施設を建設し、浜田市三隅町及び弥栄町から排出される汚泥を処理しようとするものである。

本件事業により、100%を超える稼働率で稼働していた「浜田浄苑」は稼働率を低減することができる。また汚泥の運搬・処理にかかる経費も年間24,697千円から10,465千円に削減することができ、更に汚泥の農地還元により資源循環の促進・効率化も図っていくことができる。

なお、本件事業は法令等に定める対象事業ではないため、環境影響評価は行っていないものの、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱に基づく採択を受けるに当たり、起業者が島根県農業農村整備事業環境情報協議会に諮問したところ、環境への影響については問題ない旨の答申を受けているものである。

よって本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

上記の島根県農業農村整備事業環境情報協議会の諮問によると、希少動植物への影響については、問題ない旨の答申を起業者が受けている。

また、文化財については本件事業地内に文化財が存しない旨を起業者が浜田市教育委員会に確認している。

よって本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、浜田市三隅町及び弥栄町から排出される汚泥を移動脱水車にて脱水し、資源循環施設に搬入して発酵・堆肥化処理を行うもので施設の面積等は処理する汚泥量に対して必要最小限のものであると考えられる。

また、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用している。

よって本件事業計画は合理的なものであると考えられる。

以上のとおり、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると前者が後者に優越すると認められる。従って、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 早期施行の必要性

(3)で述べたとおり、浜田市における汚泥処理の状況をかんがみるにできるだけ早期に新たな汚泥処理施設を建設する必要があると認められる。

よって本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要最小限度の範囲内と認められる。

また収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲を使用としていることから、収用・使用の別については合理的であると認められる。

従って、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

## (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

## 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

浜田市三隅支所（下水道課）

---

**島根県告示第63号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 施行者の名称

江津市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

江津都市計画下水道事業

12号青山洋都市下水路

## 3 事業施行期間

平成14年 7月19日から平成26年 3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

**公****告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請のあった年月日

平成21年 1月19日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人総合ケアセンターのぎ

## 3 代表者の氏名

大江 範江

## 4 主たる事務所の所在地

島根県安来市実松町98番 1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、在宅療養者及びその家族ほか援助が必要な子どもないし高齢者に対して、訪問看護事業及び訪問介護事業等を行い、地域社会の保健・医療・福祉の充実ほか公益の増進に寄与することを目的とする。

## 6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

## 7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

## 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請のあった年月日

平成21年 1月21日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人スイミングスクール安来

## 3 代表者の氏名

足立 哲

## 4 主たる事務所の所在地

島根県安来市吉岡町409番地 1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、安来市民に対し、水への安全指導、水泳の普及・強化、学校体育授業への協力、水を利用した健康増進、高齢者の介護予防を図る活動・事業を行い、心身ともに豊かな生活と住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

## 7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

## 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年1月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 都市計画の種類

旭都市計画下水道

## 2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

**島根県公営企業管理規程**

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年1月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

**島根県公営企業管理規程第1号**

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 電気事業会計勘定科目表の資産の部の表中

電気事業固定資産	隠岐大峯山風力発電設備	減価償却累計額	
----------	-------------	---------	--

の次に

	江津高野山風力発電設備	土地	発電所用地 道路用地 その他土地
		建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 ブロック造 木造
		構築物	その他構築物
		機械装置	風車



			発電機 主要変圧器 配電盤開閉装置 受電設備 屋外鉄構 自動制御装置 タワー設備 鉄塔 その他機械装置 諸装置 通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 その他装置 備品 車両運搬具 工具器具及び備品 無形固定資産 借地権 地上権 特許権 施設利用権 電話加入権 営業権 ソフトウェア その他無形固定資産 減価償却累計額
--	--	--	--

」

を加える。

別表第3資産単位物品表の電気事業会計の表中

「

〔風力発電設備〕 機械装置 受電設備	基礎
-----------------------	----

」

の次に

「

屋外鉄構	鉄構 支持物 基礎
------	-----------------

」

を加える。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第1号**

平成21年1月21日開催した島根県選挙管理委員会において、次の者を島根県選挙管理委員会委員長に選任した。

平成21年1月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会委員長

松江市東朝日町125番地 津 田 和 美

**島根県選挙管理委員会告示第2号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
堀江眞後援会	堀江 眞	堀江 眞	雲南市吉田町上山79-1
福島光浩後援会	福島 光浩	福島 光浩	雲南市掛合町掛合939-1
周藤正志後援会	郷原 健一郎	周藤 利夫	雲南市木次町新市63
佐藤隆司後援会	内田 弘一	佐藤 重夫	雲南市木次町山方53
土江良治後援会	土江 良治	土江 良治	雲南市木次町東日登823
細木和幸後援会	錦織 惇	細木 康史	雲南市大東町下佐世1003-7
高橋まさひこ後援会	小山 保尚	須田 晃	雲南市大東町大東1888

**島根県選挙管理委員会告示第3号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

## 1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根町支部	代表者	山田 邦晴	小谷 雄一
	会計責任者	中西 護	奥村 彰
	主たる事務所の所在地	松江市島根町加賀584	松江市島根町大芦953
自由民主党島根県旅客船支部	代表者	木下 典久	野津 達雄

	会計責任者	佐々木 秀人	木下 典久
自由民主党島根県宅建支部	会計責任者	神庭 日出男	浜松 滋夫

## 2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
西村雄一郎後援会	主たる事務所の所在地	雲南市三刀屋町三刀屋1051	雲南市三刀屋町三刀屋339
松江市議会松政クラブ	代表者	立脇 通也	比良 幸男
	会計責任者	藤田 彰裕	山本 勝太郎
	主たる事務所の所在地	松江市八雲町熊野664	松江市堂形町881
島根県石油政治連盟	会計責任者	安田 昇	小村 由武
牛尾郁夫後援会	主たる事務所の所在地	益田市幸町8-21	益田市あけぼの西町10-2 日本海ビル内
新社会党島根県本部	代表者	濱崎 忠晃	稲岡 巳一郎
	主たる事務所の所在地	松江市春日町1-5	益田市高津1-41-25
周藤強後援会	代表者	力石 福芳	石原 善雄
島根県自動車整備政治連盟	代表者	櫻井 誠己	野々村 卓
藤原政文後援会	代表者	石田 周三	藤原 清
島根県不動産政治連盟	会計責任者	神庭 日出男	浜松 滋夫
つもり良治後援会	代表者	野津 明男	高梨 良夫
	主たる事務所の所在地	松江市長海町60-1 長見神社隣接 地	松江市長海町60-1

## 島根県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年1月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	解散年月日
明日の江津を創る会	平成19年12月31日
田中健二後援会	平成19年12月31日
領家進後援会（前進会）	平成19年10月26日
島根県佐藤まさひさを支える会	平成20年9月2日
渡辺恵夫後援会	平成20年9月30日
思いやりのあるまちをつくる会	平成20年9月30日
土江良治を励ます会	平成20年10月15日
島根中村ひろひこ後援会	平成20年11月26日
雲南市に広く幸せを築く吾郷広幸後援会	平成20年11月7日

## 島根県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容	
			新	旧
珍部 芳裕	珍部よしひろ後援会	主たる事務所の所在地	出雲市塩冶町452-4	出雲市塩冶町1801-9

## 島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
川上 昌彦	島根県議会議員	川上昌彦後援会	出雲市多伎町口田儀659-1	川上 昌彦
渡辺 恵夫	島根県議会議員	思いやりのあるまちをつくる会	浜田市殿町1	渡辺 恵夫

## 島根県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成21年1月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
西部島根心身障害医療福祉センター	江津市渡津町1926番地	施設の名称	西部島根医療福祉センター